

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【7】
2. 日時：令和5年10月18日 13時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官※、
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官※、小林主任安全審査官、
建部主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、小野安全審査官※、
中原安全審査官※、宮崎安全審査専門職、伊藤（謙）原子力規制専門員
実用炉監視部門
志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力品質保証） 他6名

電源事業本部 原子力電気設計 マネージャー 他25名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹 他1名※

東北電力株式会社

原子力部 原子力運営 副長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他3名※

中部電力ホールディングス株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 副長

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他2名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他4名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日、10月13日及び10月18日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料(先行BWRプラントとの比較表)】

- 代替自動減圧機能の確認事項について、運転上の制限における確認事項に関して、先行審査プラントでは残留熱除去系ポンプ等が動作不能でないことをポンプ出口の圧力計の指示により確認するとしているが、島根はポンプのしゃ断器が閉であることで確認するとしており、これらの設計の違いにより「確認頻度」が「定事検停止時」と「1ヶ月に1回」とで異なっている。この相違について、現状実施しているサーベイランスとの関係を踏まえ、考え方を整理して説明すること。
- 代替自動減圧機能の確認事項について、始動タイマの確認項目としている論理回路機能の確認には、チャンネル校正を含むと整理しているが、他の要素及び他の設備においては論理回路機能の確認とチャンネル校正をそれぞれ別の確認項目として整理していることを踏まえ、確認項目としての妥当性を説明すること。
- 静的触媒式水素処理装置の要求される措置について、動作可能であることを確認する体制に、当直長に加えて、課長(建築)を設定していることについて、先行審査プラントとの相違を整理して説明すること。
- 計装設備(未臨界の維持または監視)の運転上の制限について、中性子源領域計装、中間領域計装が監視可能であることの確認方法及びこれら計装の検出器の駆動モータの電源の設置許可上の扱いについて説明すること。
- 計装設備(格納容器バイパスの監視(原子炉建物の状態))について、先行審査プラントと異なり、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力を主要パラメータとしていない理由を詳細に説明すること。

【原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて】

- 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて、全体的にこれまでの指摘の趣旨を踏まえた回答となっていないため、再度整理し説明すること。
- 過去の不適切事案(特重非公開ガイド誤廃棄事案等)への対策として挙げている活動について、それら活動によって再発は検出し防止できることを具体的に示して説明すること。
- 活動体制の一元化について、「電源事業本部が自律的かつ主体的に原子力安全文化の育成および維持活動に取り組み、本社組織・発電所組織(協力会社を含む)の原子力安全文化のレベル向上・改善を図ることができると判断した」とあるが、その判断の根拠、メリットを整理して詳細に説明すること。
- 原子力安全文化の育成および維持する活動体制の見直しについて、令

和3年9月15日の原子力規制委員会での議論をどのように考慮したのか整理し説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 島根原子力発電所新規規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表